

市制110周年記念事業

「笑顔の傘」と「笑顔のフラッグ」のモデルを募集します

問い合わせ 公園緑地課 (☎51・2647)

7月30日(土)〜8月1日(月)に開催の110周年記念イベント「夏色MERRY blossom」で、まちなかを花と笑顔でいっしょにしてくれる方を募集します。

内容など 下表 **定員** 各50人(申込順) **その他** 詳細はホームページをご覧ください **申し込み** 4月15日〜30日に住所、氏名、電話番号を公園緑地課(☎koenyokuchi@city.royohashi.jp)



笑顔の傘



笑顔のフラッグ

■みんなの育てた花でまちを飾ろう！みんなの笑顔で元気なまちを発信しよう

募集項目	対象	とき／ところ	内容	その他
笑顔の傘	7月30日(土)のイベントに参加できる小学生以下	5月14日(土)・15日(日)午前10時〜こども未来館こここ(松葉町三丁目)	笑顔の撮影をします	傘、フラッグはイベント活用後にプレゼント
笑顔のフラッグ	7月30日(土)のイベントに参加できる中・高校生、大学生		笑顔の撮影と応援メッセージの作成をします	
花の育成ボランティア	どなたでも	—	まちなかに展示する花を育成します	参加者にプレゼントあり

春の豊橋まちなか歩行者天国へ行こう！

問い合わせ 広小路歩行者天国実行委員会(まちなか活性課内 ☎55・8101)

普段は車の通る道が魅力的な賑わいの空間に変身します。まちなかで楽しい休日をご過ごしてみませんか。

とき／内容 5月4日(祝)・5日(祝)／よはしアートフェスティバル2016 太道芸 in とよはし、5月22日(日)／ぼぶかるイベント、6月5日(日)／ビール祭り、アウトドア体験、19日(日)／ハンバーガーフェスティバルなど。いずれも午前11時〜午後4時(交通規制午前10時〜午後5時 ※雨天中止) **ところ** 広小路一・二丁目、と

きわアーケード



とよはしアートフェスティバル2015 大道芸 in とよはし

■まちなかにぎわいチャレンジ

〈おかえり切符サービスの拡充〉

まちなかの加盟店で一定額以上の買い物をするとう公共交通機関で使える切符がもらえます。通常の市電に加え、豊鉄バス、豊鉄渥美線も対象になります。

とき 5月4日(祝)〜6月19日(日)※各店舗でおかえり切符がなくなり次第終了 **問い合わせ** (株)豊橋まちなか活性化センター (☎53・7211)

〈公共駐車場などの料金値下げ〉

通常、入庫後30分150円の駅前大通公共駐車場(第一・第二)、松葉公園地下駐車場パーク500の駐車料金を、入庫後最初の60分まで150円に値下げします(その後は30分ごと150円)。

とき 5月4日(祝)〜6月19日(日) **問い合わせ** 公共駐車場／土木管理課 (☎51・2507)、パーク500／豊橋駐車場(株) (☎55・8200)

〈豊橋駅東口地下駐車場の無料開放〉

当日の利用料金(自転車100円・原動機付自転車150円)が1回無料になります。

とき 歩行者天国開催日 **問い合わせ** 土木管理課 (☎51・2507)

「共通事項」その他 歩行者天国開催日も会場周辺の駐車場は通常通り利用できます

豊橋市行財政改革プラン2016を策定しました

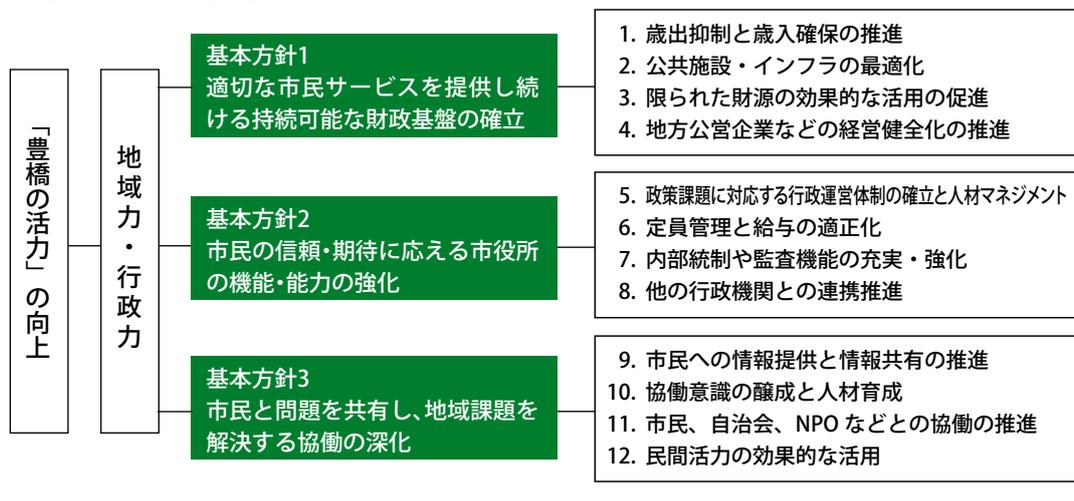
市ではこれまで、行政の効率化と財政の健全化を図るため、職員の削減や民間活力の導入など行財政改革の着実な推進に努めてきました。

しかし、現在「少子高齢社会」「人口減少社会」の到来による税収の減少や施設およびインフラの老朽化に伴う維持管理費用などの増大が見込まれています。また、地方分権一括法による国から地方への権限移譲の進展に伴い、市町村の担う役割が増大するなど、本市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、「ともに生き、ともにつくる」を基本理念とする「第5次豊橋市総合計画」を推進していくためにも、歩みをとめない行財政改革を進める必要があり、今後の行財政改革の方針と具体的な取り組みを示すものとして豊橋市行財政改革プラン2016を策定しました。

■豊橋市行財政改革プラン2016の基本方針と重点推進項目

「豊橋の活力」を高めていくため、地域力・行政力の視点から3つの基本方針と12の重点推進項目を定め、プランを推進します。



問い合わせ 行政課(☎51・2027)

行政不服審査制度が変わりました

■行政不服審査制度とは

市などが行った行政処分(※)に関し、市民がその見直しを求めて不服を申し立てる制度です。訴訟手続きよりも簡易・迅速で、無料で申し立てることができます。

※公の施設の使用許可の取り消しや過料の賦課、督促の手続きなど

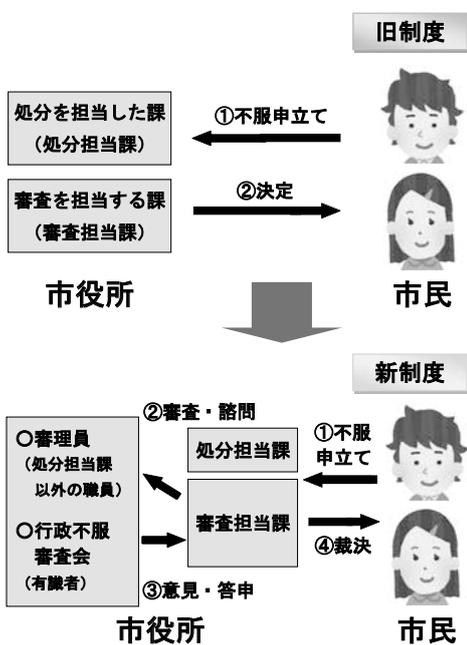
■制度改正のポイント

公正性の向上

- ・処分に関与していない職員が「審理員」として、市民と処分をした担当課の意見を聴き、意見書を作成する制度を導入
- ・有識者で組織する第三者機関(豊橋市行政不服審査会)が審理をチエックする制度を導入
- ・不服を申し立てた市民が関係資料のコピーを求めること(有料)や、裁判のように審理員の前で、処分をした担当課に口頭で質問ができる口頭意見陳述の制度を導入

使いやすいの向上

- ・不服を申し立てることができる期間が従来の60日から3か月に延長



問い合わせ 行政課(☎51・2025)